

神戸市告示第 590 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時  
要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成 26 年 1 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する区域（別図のとおり）  
兵庫区下沢通 3 丁目 4 番 1 の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた措置  
土壤汚染の除去

### 別図

